



ところざわ倶楽部
アジア研究会
イスラームと社会
法と食文化とハラール

担当講師 吉村 武典
(大東文化大学国際関係学部・准教授)
yoshimura@ic.daito.ac.jp

背景:ハラールの中華料理(清真料理)店(エジプト、カイロ)の皿
ハラールマークがついている

イスラーム法の体系と行為

- 人間の行為は宗教的見地からその規範的価値に従って5つに分類される
 - 義務行為（ワージブ or ファルド）
 - 推奨行為（マンドゥーブ）
 - 許容行為（ムバーフ）
 - 忌避（きひ）行為（マクルーフ）
 - 禁止行為（ハラーム）

➡その中で「食」はどう扱われるか？

「人々よ、地上にあるものの中で良い合法的なものを食べて、
悪魔の歩みに従ってはならない」

（『クルアーン』 「雌牛（第2）章」 168節）

シャリーア Sharī'a

- イスラームの法／規範の体系：合法・違法の判断基準
- 原義は「水場へ至る道」→「正しい道」の意

「われ(アッラー)は汝(ムハンマド)をシャリーアの上に置いたゆえ、それに従え」
『クルアーン』45:18

- 神の教えに基づく法

信仰箇条 'aqā'id → 神学 / 行為規範 'ibādāt / mu'āmalāt → 法学

- 法学：法源学 (uṣūl al-fiqh)、実定法学 (furū' al-fiqh)が扱う分野
- 法学者の学説に立脚→学説によって可変。社会生活の全てが包摂される

＝適応範囲は信仰から社会生活の全般、政治、外交も含む

- 信仰生活：礼拝やモスクでの儀礼、巡礼など
- 社会生活：結婚・離婚，遺産相続，商行為など
- 国家機能：刑法、訴訟法など
- 国権：憲法的規定，外交や対外関係など

イスラーム法学の重要性

◎イスラーム法: **シャリーア Shari'a**

- ・ムスリムが守るべき行動規範の体系: 神と人、人と人との関係の義務、規律をふくむ広範な体系
- ・合法・違法の判断

◎イスラーム法学: **フィクフ Fiqh (原義: 理解)**

- ・神の啓示から具体的な法規範を導き出す学問
- ・法的効力を定めるための理論的な法体系 = イスラーム法の運用
- ・法的有効・無効の判断

◎イスラーム法学者: **ファキーフ Faqih**

- ・ウラマー(イスラーム諸学の知識人)の中でも最多
- ・社会的需要の多さ ← 信徒の日常生活に必須

※神学、クルアーン学などその他の学問: 重要だが絶対数は多くない

法源と法源学

- 法源：イスラーム法の諸規定を導出する際の根拠となるもの
 1. **クルアーン**：啓示→ムハンマドを通じて示された神の命令
 - ＞2. **スンナ**：ムハンマドの言行・承認
 - ＞3. **イジュマー**（合意 *ijmā'*）：ムスリムの総意
 - * ただし歴史的に可能なのは正統カリフ時代まで
 - ＞4. **キヤース**（類推 *qiyās*）（／イジュティハード（法的な努力））：明文規定の判断によって、明文規定のない事案を推論し、判断を下すこと
- ※上記の優先順位の高い法源に規定がない場合にのみ、より低い順位の法源に依拠することが許される
- ※法源学：法源に対する解釈の結果導出された内容とその解釈の方法自体に対する学問的考察

イスラームにおける食物禁忌

- 神の命令としての食物禁忌
 - **ハラール(許容されたもの)** Ḥalāl حلال
 - ※禁止されたもの以外はすべてハラール
 - **ハラーム(禁止されたもの)** Ḥarām حرام
 - ※禁止する権利は神にのみ属する
- 禁止されたもの:ハラーム
 - ① **酒類(アルコール類)**:『クルアーン』では段階的に禁止されていった(クルアーン:2章219節 ➡ 4章43節 ➡ 5章90節)
 - ② **豚肉**:クルアーンでは「死肉、血、豚肉、神(アッラー)以外の名を唱え殺されたもの」が禁止されている(クルアーン:5章3節、2章173節、6章145節、16章115節)
 - ③ **定められた方法以外でと殺された肉**
- ビドア(新奇なるもの)
 - ムハンマド時代になくその後導入された、飲食物、習慣、機器などを新奇なるもの=ビドアとしてその受け入れには**法学者の法的な判断(ファトワー)**が必要
 - 実際には賛成のものから反対のものまであり法学者の意見は常に幅広く存在し、社会情勢に合わせて取捨選択を行えるようになっていく。
 - **基本的にビドアなものはムスリムはさけるべきとされる**

『クルアーン』における酒類の段階的禁止

- かれらは**酒 (khamr)**と**賭矢 (maysir)**についてあなたに問うであろう。言ってやるがいい。「それらは大きな罪であるが、人間のために(多少の)益もある。だがその罪は、益よりも大である。」

『クルアーン』「雌牛(第2)章」219節



- 信仰するものよ、あなたがたが**酔った (sukārā)**ときには、自分で言うことを理解出来るようになるまで、礼拝に近づいてはならない。

『クルアーン』「婦人(第4)章」43節



- あなた方信仰するものよ、誠に**酒 (khamr)**と**賭矢 (maysir)**、**偶像と占い矢 (alzām)**は、忌み嫌われる**悪魔の業**である。これを避けなさい。おそらくあなたがたは成功するであろう。(90)悪魔の望む所は、酒と賭矢によってあなた方の間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとするものである。それでもあなたは慎まないのか。(91)

『クルアーン』「食卓(第5)章」90-91節

ハラール (Ḥalāl) とハラール食品

- **ハラール** = 許容されたもの、行為、食べ物
- ✓ 豚肉、酒類でなくとも定められた方法で処理されていなければ食用にできない。
- ✓ 牛、羊、らくだのと殺の方法
- ✓ 「**慈悲深き、慈愛あまねきアッラー(神)の御名において**」とアラビア語で唱えつつ頸動脈を切る
- ✓ 家畜のえさに**ハラーム**となるものが入っていない。
- ✓ と殺前に死んでしまった家畜
- ✓ 犬や虎など牙や爪のある動物(肉食獣、雑食の動物、猛禽類など)
- ✓ 啄木鳥、ロバ、ラバ、ウマなど
- ✓ これ以外の方法で処理された肉類と豚肉製品、酒を使用したもの(またはそれに触れたもの)は飲食してはいけない。
- ✓ ※その他に**身体に害**のあるものは、当然禁止(毒物、麻薬)
- 上記などの規定をクリアーした食べ物が**ハラール食品**として「認定」



各国のハラールマーク

ハラール・マーク

新大久保のハラールショップ



ムスリム・フレンドリー

- ハラール認証がない場合、ムスリムは各自がもつイスラームの食の規範の知識に基づいて、料理／食品を取捨選択する。
- 「ムスリム・フレンドリー」は、その製品／サービスがムスリムの信仰上の規範に「配慮」していることを意味する。
- 内容物の全ての表示と説明

ムスリムが選択できる十分な情報の表示

「豚肉とアルコールが使用されていない」⇐ 不十分？

「肉と調味料はハラール認証がある」⇐ 十分？

- ハラール対応が難しい日本の多くのレストランや商業施設で、ハラール認証の有無にかかわらず、ムスリムに対して情報開示することで、可能な範囲での対応や配慮を示すことで、ムスリム自身に判断を委ねる方法の一つ。

ムスリム旅行者向け料理ノウハウ集

【伊勢志摩地域】



監修：名古屋モスク・三重県調理士技能士会
発行：中部運輸局

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kankou/pdf/h29/ryouriknowhow.pdf>

漁師汁、海鮮鍋などの汁ものを提供する際の工夫

伊勢鳥羽志摩地域ならではの漁師汁、冬になれば、豊富な魚介類をふんだんに使った海鮮鍋を提供する宿泊施設や飲食店も多いはず。味付けに使う醤油、みりん、料理酒は、加熱してアルコールが蒸発してしまう場合でも、気にするムスリム旅行者がいます。アルコール無添加の醤油、みりん風調味料を使用するとともに、鍋物であれば鰹出汁や昆布出汁を強めにとれば、素材の味を十分に活かすことができます。



伊勢エビ、アワビ、牡蠣などの焼きもの・蒸しものを提供する際の工夫

伊勢エビやアワビ、牡蠣などの焼きもの、蒸しものは、味付けとして、アルコール無添加の醤油を使えば、安心して素材そのものを楽しむことができます。また、アオサと焼き塩、ごまだれ（ごま、牛乳、豆腐）、しょうゆだれ（アルコール無添加の醤油にレモン添加）など、より食材の旨味を引き立てるオリジナルのタレを作ると喜ばれます。辛いものが好きな国の方を招くときは、チリソースも重宝されます。

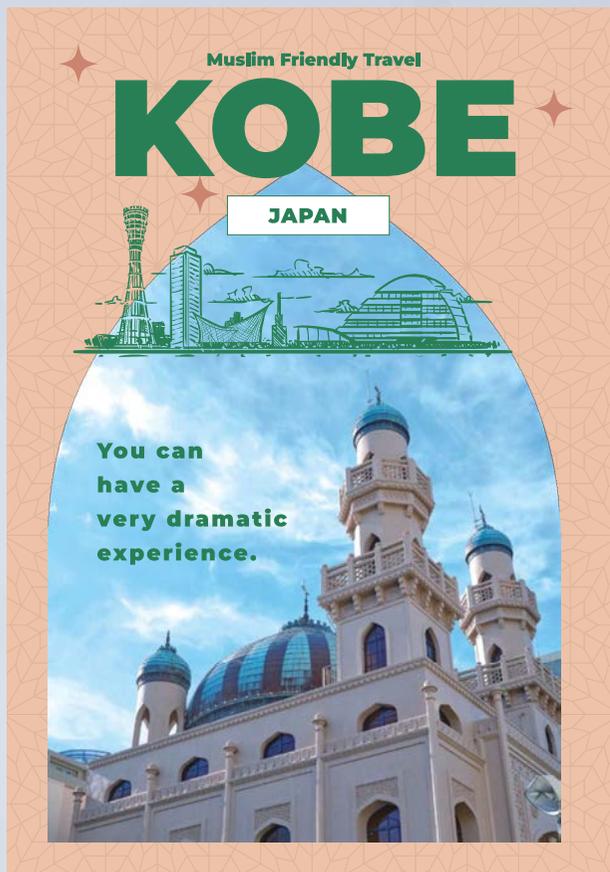


コラム③

みりんや酒の隠し味がなくてもコクを出す出汁の取り方を工夫しましょう

鍋物や汁物では、風味を出すためにみりんや料理酒を使います。加熱中に蒸発してしまうとはいえ、アルコールが添加されていることを嫌がるムスリム旅行者がいます。そのため、出汁を濃厚にとるなどの工夫をするとういでしょう。





神戸市の取り組み
 「Muslim Friendly Travel KOBE」
 全20ページ / 英語・インドネシア語

https://www.city.kobe.lg.jp/a64051/kanko/kisya_siryoy/202301/964864712304.html

参考：ユダヤ教の食物規定

- カシュルート：食物規定
- カーシェール／コシエルなど：食べることが許されたもの
- ユダヤの聖典／旧約聖書の出エジプト記、レビ記に多くに記載
- 4つ足の動物のうちひずめが割れて反芻するもの
- 鱗のある魚（貝類、イカ、タコは禁止）、イナゴやバッタなどの一部の昆虫、一部の鳥類
- 肉類と乳製品を一緒にできない

「子やぎをその母の乳で煮てはならない」

「レビ記」17章、「出エジプト記」22章

※チーズ・バーガーは御法度（イスラエルのハンバーガーショップには、チーズバーガーがメニューにないところがある）

イスラームの食物規定に近いものもあるがより厳格

ビドア（新奇なるもの）

- ムハンマド時代になくその後導入された、飲食物、習慣、機器などを新奇なるもの＝ビドアとしてその受け入れには**法学者の法的な判断(ファトワー)**が必要
- 実際には賛成のものから反対のものまであり法学者の意見は常に幅広く存在し、社会情勢に合わせて取捨選択を行えるようになっている。
- コーヒー、紅茶などの外来の飲み物
- コンピューター、携帯電話などの機器
- **基本的にビドアなものはムスリムはさけるべきとされる**

「ハラールは明快であり、ハラームも明快である。その間に、人々にはわからない、疑わしきものがある。宗教と誇りを守るために疑わしきものは避けるのが安全だろう。疑わしきものに浸る者は、非法なものに浸るものである。」（ブハーリー『正伝集』）

（よきビドア：モスクでの説教時のマイク、クルアーンなどを学ぶ宗教サイト）

➡**コーヒーはどのように受け入れられたか**

中東におけるコーヒーの飲用

- コーヒー＝カフワ（アラビア語）
- カフワQahwaと語義、語源
 - 1、カフワの原義はワインkhamrと同義
イブン・マンズール『アラビア語集成』
 - 2、地名エチオピアのカフファに由来
 - 3、アラビア語の力を表す quwwa に由来
イエメンにおけるカフワの飲用
カフワ・ブンニーヤ（豆のカフワ）
カフワ・キシュリーヤ（殻のカフワ）
※現在のイエメンでは殻のカフワ
を消費（豆のカフワは輸出用）



コーヒーの実を天日干しする様子



コーヒーの生豆の選別

コーヒーの起源

• コーヒー発見の地はどこか??

1、エチオピア説

羊飼いの**カルディ**がコーヒーの

実を食べた羊が興奮したことから発見

※レバノンの言語学者ファウスト・ナイロニ

『眠りを知らない修道院』(1671年)が元

2、イエメン説

シャイフ・ウマルが流刑を受けたイエメンの

ウサーブにおいて、コーヒーのみをついばむ小鳥をみて効能を発見

アブド・アル=カーディル『コーヒー由来書』に記載

※現在ではエチオピア起源説が一般



コーヒー市場の少年
(マナハ、イエメン)

コーヒー飲用の起源

- ・ **ザブハーニー** (1470~71年没) によって広められたとする説が多い
- ・ スーフィーでイスラーム法学者
- ・ エチオピアでのコーヒーの実の利用をみてイエメンで広める
→ 飲用か食用かは不明



- ・ **シャーズィリー** (生没年不明(14世紀)) と呼ばれる人物が広めたとする説もある。
- ・ モカ港の守護聖人
(イエメン、モカのモスクに廟)
- ・ シャーズィリー系のスーフィー行者

アラブ世界におけるコーヒーの飲用と伝播1



シャーズィリーの廟(モカ、イエメン)

- コーヒー飲用の開始はおおむね15世紀後半
- 豆の部分だけでなく殻や葉も用いられる
- スーフィー教団と関連づけられる
 - * シャーズィリー教団: チュニジアに生まれエジプトでなくなったシャーズィリー(1258没)を祖とするスーフィー教団

イエメンで飲用が始まったのち同じアラビア半島のメッカに伝播(15世紀後半)
メッカ巡礼とスーフィー教団を通じてエジプトに伝播

* 16世紀初頭のアズハル学院のイエメン人の学寮(リワーク)での飲用例(『コーヒー由来書』)



アラブ世界におけるコーヒーの伝播

- 1517年、オスマン朝第9代スルターン・セリム1世によりマムルーク朝エジプトが征服される。

⇒セリム1世によって、オスマン・トルコの首都イスタンブールへコーヒーが伝播

⇒1554年の本格的な
コーヒー・ハウス

(カフヴェ・ハーネ)

の出現

- 1530年、ダマスカスに伝播
- 1532年、アレppoに伝播

コーヒーの伝播経路



コーヒーの飲用をめぐるイスラームの議論

アブド・アル=カーディルの『コーヒー由来書』とメッカ事件

コーヒー飲用論争の要点

1、コーヒーの有害性:

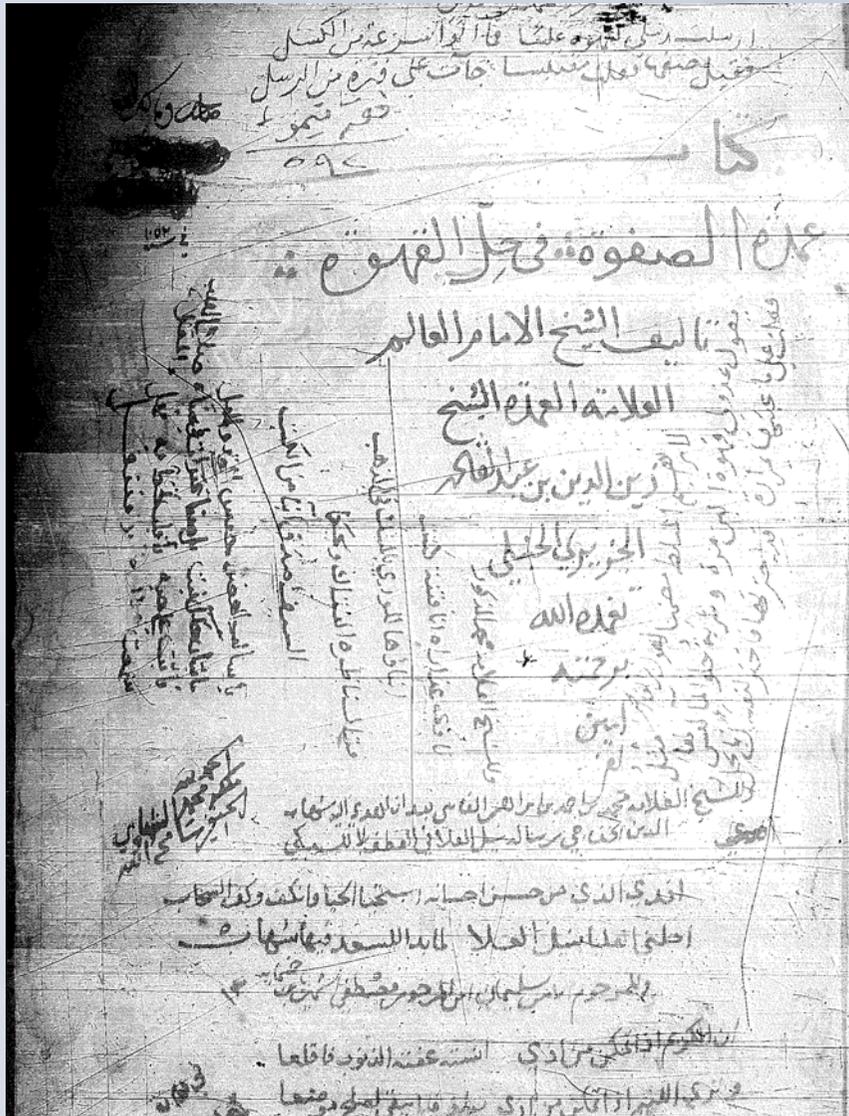
医学とイスラーム法

➡体に悪いものは法的に禁止

2、コーヒーとイスラーム信仰: 新奇なもの(ビドア)の問題

➡新奇なものは避ける方が良い

3、コーヒー・ハウス(マクハー)に人が集まることへの政府の警戒



『コーヒー由来書』写本
(エジプト国立図書館所蔵)

1511年のメッカ事件と顛末

メッカの市場監督官ハーイル・ベクが巡回中にメッカのカーバ神殿にたむろしてコーヒーを飲む集団を発見し禁止を検討

・コーヒーの飲用そのものではなく、**不明な集団がたむろしていることに警戒**



・イスラーム法学者の意見をまとめるために医師ヌール・アッディーンとアラーツ・アッディーン兄弟に意見をもとめ、**イスラーム法で禁じられている「体に害のある」飲み物であるという証言を利用**



ハーイル・ベクはメッカでのコーヒー飲用の禁止を命じる**ファトワー**を法学者に発行させる



カイロのマムルーク朝政府からは「**集団で集まる行為**」は禁止するが「**コーヒーを飲むこと**」は禁止しないという布告がだされる



後にハーイル・ベク、ヌール・アル＝ディーンなど関係者が公職から追放

イスラーム世界の喫茶店

- 飲酒が禁止されているイスラーム世界では、喫茶店が**社交の場**に
- アラビア語ではマクハー(アフワ)、トルコ語ではカフヴェ・ハーネ
- コーヒー、紅茶、コーラなど清涼飲料、水煙草などとともに、おしゃべりやバックギャモン(タウラ)などのゲームを楽しむ
- アラブ地域では喫茶店(マクハー／アフワ)は完全に男社会
 - ⇒ 近年は女性も入っている「カフェ」が急増
 - ⇒ 一方で女性の公の場での喫茶・喫煙(水タバコ)等が問題視されることも



コーヒーの器具



コーヒーの入れ方



コーヒー
占い

コーヒー飲用とイスラーム法

◆イスラーム法における合法／違法な飲食物

✓ 合法な食物: **ハラール (Halal)**

適法にと殺された動物(羊、牛、らくだなど)

✓ 違法な食物: **ハラーム (Haram)**

酒(ハムル)、豚肉、は虫類、死肉

→ コーヒーはここに入るのか？

→ **本来的許容性 (イバーハ・アル＝アスリーヤ)**

有害性がない、有効なものならば許容できる

ハラールとハラームの間

◎義務行為 (ファリーダ)

◎推奨行為 (イスティフバーブ)

◎合法行為 (イバーハ、ヒツル)

ハラール

境目

◎回避行為 (カラーハ)

◎禁止行為 (タフリーム、ハザル)

ハラーム

ご静聴ありがとうございました



イエメン モカ港のコーヒー聖者シャーズィリーのモスク